

総会

配布：一般

2016年4月27日

原文：英語

人権理事会

第31会期

議事日程議題4

2016年3月23日に人権理事会により採択された決議

31/20. 南スーダンにおける人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則に従い、

世界人権宣言、人および人民の権利に関するアフリカ憲章並びに関連する人権条約にも従い、

国家が、人権の保護および促進に対する主要な責任を有していることを強調し、

その中で人権理事会が国際連合人権高等弁務官事務所に対し、なかんずく、人権の違反や侵害申立の包括的な評価に着手することまた適切なフォローアップの行動を勧告することを要請した、2015年7月2日の人権理事会決議29/13を想起し、

人権の分野における南スーダンに対する技術援助と能力構築に関する2007年6月18日の5/1、2011年9月29日の18/17、2012年9月28日の21/28、2013年6月14日の23/24および2014年6月27日の26/31の人権理事会諸決議並びに2014年3月28日の議長声明PRST25/2を想起し、

アフリカ連合および政府間開発機構の全ての関連する決定およびコミュニケを想起し、

2008年4月16日の1809(2008)、2012年1月12日の2033(2012)、2015年3月3日の2206(2015)、2015年5月28日の2223(2015)、2015年10月9日の2241(2015) および2015年12月15日の2252(2015)の安全保障理事会諸決議並びに2014年8月8日のS/PRST/2014/6、2014年12月15日のS/PRST/2014/26 および2015年3月24日のS/PRST/2015/9の安保理議長による声明をまた想起し、

南スーダンに関する事務総長報告書における人権違反および侵害の申立および2014年2月21日付、2014年5月8日付、2014年12月19日付、2015年1月9日付並びに2015年12月4日付の国際連合南スーダン・ミッションの報告書そして国際連合人権高等弁務官の報告書¹に深く懸念し、

2013年12月の暴力発生以降に犯された残虐行為により示された、南スーダンにおける支配的な状況、重大な食糧不足、深刻になっている経済危機と恐ろしい人道危機、南スーダン国内と同国の国外に大規模な移送を作り出していること、アクセスの制限と人道援助に対するその他の障害についてまた深く懸念し、同時に影響を受けた住民に対する継続した援助について人道機関を称賛し、そして全ての関係する関係者に対し、人道機関と十分に協力することを促し、

犯されてきた人権違反と侵害および国際人道法違反が、戦争犯罪と人道に対する罪を構成する可能性があるという2014年5月8日付と2015年12月4日付の国際連合南スーダン・ミッションの報告書におけるその結論に深刻な懸念をもって留意し、

2016年2月に安全保障理事会に対して事務総長により報告された²ように、性的およびジェンダーに基づく暴力の増加と殴打や拉致と結びついた紛争関連レイプと集団レイプの事例について深刻に懸念し、

村の大規模な破壊の新しい傾向、文民や保健施設を無差別に対象とすること、礼拝所の攻撃、

¹ 2016年3月16日の人権理事会の第31会期が始まった後でのみ、公に利用可能とされるA/HRC/31/49 およびA/HRC/31/CRP.6を参照。

² S/2016/138。

マラカルの国際連合南スーダン・ミッションの文民保護地区の攻撃、人道援助輸送部隊の継続した障害と強要並びに大ピボール行政地区、ユニティ州および上ナイル州並びにジュバにおける人道囲い地の大規模な略奪や破壊に深刻な懸念を表明し、

2016年2月17日と18日に国際連合南スーダン・ミッションの文民保護地区において爆発させた暴力を最も強い文言で非難し、そして国際連合の囲い地の不可侵権と神聖さを強調し、

文民および国際連合施設に対する攻撃は、戦争犯罪を構成する可能性があることを強調し、

国際連合南スーダン・ミッションの文民保護地区において安全を求めている文民が、攻撃され、殺害され、傷つけられそして退去させられたこと、また重大な損害が、焼け落ちそして破壊された医療施設や学校を含む、地区全体に生じたことに懸念を表明し、

南スーダンにおける文民の保護は、南スーダン政府の責任であることを想起し、

南スーダンにおける紛争の全ての当事者に対し、文民を保護しそして安全なまた直ぐの人道アクセスを許すことを促し、

仲介が、紛争の平和的解決、紛争解決と人権違反と侵害の予防を含む予防において、重要な役割を果たすことができることを強調し、

表現の自由、ジャーナリストやメディアの職員に対する攻撃を含む、平和的な集会と結社および市民社会やメディアの活動に関する制限に関する強められた規制を通したものを含む、南スーダンにおける民主的な場の低下に特別な懸念を表明し、そしてこれに関連して非政府組織と救援復興委員会に関する最近署名された法案が、現行の人道援助を提供しているものを含む、国際的なまた国内の非政府組織を壊すことができることに、懸念をもって留意し、また南スーダン共和国における紛争の解決に関する合意に従ってこれらの問題に対処する国民統一暫定政府の責任を強調し、

合意の署名および政府間開発機構が合意を仲介するために果たした主導的役割を歓迎し、そして全ての当事者に対し、合意を完全に実施しそして停戦を守ることを求め、

南スーダンに関するアフリカ連合調査委員会の報告書もまた歓迎し、そしてこのまたその他の信頼に足る報告書が、合意の中で提供されたものを含む、南スーダンのための何らかの暫定司法制度により審議されるであろうというその希望を強調し、

説明責任および移行期司法が、国民和解過程においてまた賠償、真実追求および非再発の問題に対処することによるものを含んで、合意を実施することにおいて、重要な要素になることができ、

なかならず、刑事責任の免除と闘うことに対するアフリカ連合の公約を再確認し、南スーダンの武装関係者により犯された暴力や虐待の非難をくり返し表明し、独立した混成裁判所の設立に合意しそして合意に適合した真実、和解および治癒のための委員会の設立を支援した、2015年9月26日のアフリカ連合平和安全保障理事会コミュニケを歓迎し、そしてこれに関連して、アフリカ連合委員会の委員長に対し、これらの機関を設立するために必要なあらゆる措置を講じることを招請し、

国内の、地域のそして国際的な説明責任制度が、説明責任を確保する南スーダンを支援することにおいて果たすことができる役割を強調し、

南スーダンにおける状況が、刑事責任の免除により性格付けられ続けていることに懸念を表明し、

1. 申し立てられた対象を特定した殺害、種族的に対象を特定した暴力、レイプおよびその他の形態の性的並びにジェンダーに基づく暴力、子どもの勧誘と使用、恣意的な逮捕と拘禁、申し立てられた虐待、人道アクセスの恣意的な拒否そして学校、礼拝所、病院および国際連合並びに関連平和維持要員への攻撃を含む、全ての当事者による南スーダンにおける現行の人権違反および侵害並びに国際人道法違反を非難し、市民社会、人道要員およびジャーナリストに向けられたいやがらせや暴力をまた非難し、そして人権違反および侵害並びに国際人道法違反に責任を有する者は責任を問われなければならないことを強調する。

2. 全ての関係者が、全ての人権違反および侵害並びに全ての国際人道法違反を止めることを要求し、そして南スーダン政府並びに、一旦組織されたならば、国民統一暫定政府に対し、人権および基本的自由の保護と促進を確保することを強く求める。

3. 2016年3月11日付の国際連合人権高等弁務官事務所の評価チームの報告書を歓迎しそしてそのなかに含まれた勧告に留意する。

4. 政府間開発機構の後援の下で、南スーダン共和国における紛争の解決に関する合意の署名をまた歓迎する。

5. 合同監視評価委員会の設立およびその委員長としてのボツワナの前大統領、フェスタス・モハエの任命を更に歓迎する。

6. 同合意およびその停戦規定の実施の監視と監督における合同監視評価委員会の重要な役割を認識し、そして全ての当事者と国際的なパートナーに対し、委員会と同合意により創られたその他の機関と建設的に関与することを促す。

7. なかんずく、刑事責任の免除と闘うことに対するアフリカ連合の公約を再確認し、そして南スーダンの武装関係者により犯された暴力や虐待のその非難をくり返し表明した、2015年9月26日のアフリカ連合平和安全保障理事会コミュニケを歓迎する。

8. 全ての地方の、地域のそして国際的なパートナーに対し、持続可能な平和を達成することを目的とした過程と共同しまた支援することを求める。

9. 同合意の完全実施を確保するため包括的な国民統一暫定政府の迅速な成立を促し、そして国際人道法の違反、戦争犯罪または人道に対する罪に相当するあらゆるものを含む、人権違反や侵害の実行者は、責任を問われるべきことを強調する。

10. 国民統一暫定政府の設立に向けて当事者と協働する合同監視評価委員会の重要な貢献を認識しそしてこれらの取組のためにあらゆる関連する国内のまた国際的な利害関係者からの継続し

た支援を促す。

11. 南スーダン政府並びに、一旦組織されたならば、国民統一暫定政府に対し、あらゆる人権違反および侵害並びに国際人道法違反を調査すること、そして法的手続の前、期間中そしてその後、被疑者に公正な裁判上の保護を与えつつまた被害者を支援しつつそして可能性のある証人を保護しつつ、責任を有する者の責任を問うことを求める。

12. 南スーダン政府並びに、一旦組織されたならば、国民統一暫定政府に対し、国際人権義務に従った表現、平和的集会と結社の自由に対する権利を保護するため直ちに措置を講じること、そして市民社会組織とメディアの構成員が、自由にまた脅迫無しに活動できることを、特に、確実にすることを促す。

13. 全ての当事者に対し、子どもに対して犯された人権違反と侵害を終わらせそして予防することを強く促し、また全ての当事者に対し、子どもの違法な勧誘を直ちに終わらせそして今日までに違法に勧誘されてきた全ての子どもを解放することを求める。

14. 女性が、平和を築くことに果たす重要な役割を認識し、2000年10月31日の安全保障理事会決議1325(2000)および2015年10月13日の安保理決議2242(2015)を含む、女性、平和および安全に関するその後の諸決議に従って、女性の権利の保護と促進、女性のエンパワーメントおよび平和構築、紛争解決並びに紛争後の過程における参加を求める。

15. 同合意に適合した、独立混成裁判所および真理、和解および治癒委員会を含む、暫定司法機関の設立を支援し、そしてこれに関連して遅滞なくこれらの機関の設立を求めまた全ての当事者に対し、それらと十分に協力することを求める。

16. 特に、人権理事会決議29/13の第14項と15項に示された分野での、人権の促進と保護を改善することにおける南スーダン政府により為された進展がないことに重大な懸念を表明する。

17. 南スーダン政府に対し、国際連合人権高等弁務官事務所および国際連合南スーダン・ミッション並びに現場における地域的な、準地域的なそして国際的な制度と十分にまた建設的に協力す

ることを求める。

18. 以下の任務を持つ、人権理事会により承認された場合更新可能な、一年の期間の間、三人で構成される、南スーダン人権委員会を設立することを決定する。

(a) 南スーダンにおける人権状況について監視しそして報告しまたその改善のために勧告をすること。

(b) 移行期司法および和解のための事実に関する基礎を確立するため 2013 年 12 月以降の人権状況に関する過去の報告書を評価すること。

(c) 移行期司法、説明責任、和解および、適切な場合には、治癒に関する指針を提供することそして、一旦国民統一暫定政府が十分に組織され、運用を始めまた一般住民に対する暴力を終わらせることと南スーダン混成裁判所と協力することを約束するならば、移行期司法、説明責任、和解および治癒を支援するため国民統一暫定政府に対する技術援助に関する勧告を行うこと。

(d) 人権違反および侵害に対する責任を促進するための国内の、地域のそして国際的な取組に対する支援を提供する目的で、国際連合、国際連合南スーダン・ミッション、アフリカ連合およびその人及び人民の権利に関するアフリカ委員会、合同監視評価委員会の長並びに市民社会を含む、その他の国際的なまた地域的な制度と関与すること、

19. 任務の直ぐの運用化と可及的速やかなまた遅くとも人権理事会の第 32 会期の終わりまでに人権理事会議長による南スーダン人権委員会の任命を要請する。

20. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、南スーダン人権委員会がその任務を実行することを可能にするために必要とされる十分な行政的、技術的および兵站的支援を提供することを要請する。

21. 南スーダン政府が、同国へのまた同国内の旅行を承認することそして全ての会合と関連情報を提供することによるものを含んで、その職務権限の遂行において南スーダン人権委員会と協力

することに掛かり合ってきたことそして職務権限の遂行を支援することを要請してきたことを認める。

22. 国際連合人権高等弁務官事務所、アフリカ連合、合同監視評価委員会、人及び人民の権利に関するアフリカ委員会および適切な場合にはその他の利害関係者の代表が、南スーダンにおける人権状況および人権理事会の第 32 会期に強化された双方向対話における人権違反と侵害についての説明責任を確保するため同政府により講じられた措置を議論するために招請されることを要請する。

23. 南スーダン人権委員会に対し、その第 34 会期の人権理事会に対し、双方向対話における、包括的な書面による報告書を提出することを要請する。

24. 南スーダン人権委員会の報告書が、人権理事会に提出されそしてそれから総会とアフリカ連合により共有されることを要請する。

25. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 63 回会合

2016 年 3 月 23 日

[投票無しで採択]